

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しましょう

4月7日に東京都・大阪府・兵庫県などに緊急事態宣言が発令されました。休校期間中、生徒の皆さんは不要不急の外出を避け、感染拡大防止に努めてください。また、各ご家庭におかれましては、「健康観察票」をもとに、お子様の健康観察を行っていただきますよう、お願いいたします。休校期間中の「健康観察票」は、休校解除後に担任までご提出ください。

●健康状態の把握を行いましょう●

毎日朝に健康状態を把握し、健康観察票に記載しましょう

- ①発熱など風邪症状があり、受診をされる場合は事前に医療機関に電話などで相談し受診してください。
- ②以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。基礎疾患のあるお子様は、この状態が2日程度続く場合。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

●感染予防の生活上の注意●

- ①毎日の生活リズムを整えましょう。普段から十分な睡眠とバランスの良い食事に心がけ、免疫力を高めておきましょう。
- ②流水と石鹸による手洗いを頻回に行いましょう。特に外出後や咳をした後、調理の前後、食事前など手洗いを徹底しましょう。
- ③咳やくしゃみをする場合には、口や鼻をティッシュで覆うなどの咳エチケットを守り、周りの人への感染を予防するためマスクを着用しましょう。
- ④3密「1.換気の悪い密閉空間・2.多数が集まる密集場所・3.間近で会話や発声をする密接場面」を避けましょう。3つの条件がそろう場所がクラスター（集団）発生のリスクが高くなります。
- ⑤手など皮膚の消毒には消毒用エタノールが有効とされています。
- ⑥空気が乾燥すると、喉の粘膜の防御機能が低下します。適度な湿度（50～60％）を保ち、換気しましょう。

●次の場合は、速やかに学校までご連絡ください●

- ◇お子様が新型コロナウイルス感染症と診断された。
- ◇お子様に感染の疑いがあり、検査を受けるよう医師などから言われた。
- ◇お子様や同居のご家族が濃厚接触者として検査・経過観察が必要であると医師などから言われた。

休校解除後の保健部関係提出書類は以下の通りです

- 1年生：心臓検診カード・運動器検診問診票・健康観察票
- 2・3年生：保健調査票・運動器検診問診票・健康観察票